

どうなる？浮いた年金、消えた年金

1. ①「宙に浮いた記録」（氏名、性別、生年月日が一致しない） 5千万件

【政府対応】

- ・07年11月まで 5千万件の照合プログラム開発
- ・07年12月～08年3月まで「宙に浮いた記録」5千万件の照合作業

本人に通知するが、申請が無ければ統合できず、統合がいつ完了するのか見通しは立っていない。 統合：国民年金、厚生年金、(共済年金)等を基礎年金番号に統一し全ての被保険者期間をわかるようにすること

②コンピューターに未入力「厚生年金の旧台帳」1,430万件。1件ずつ手作業で修正。

③「未入力のまま廃棄された」83万件

2. 消えた年金記録

- ① 領収書などの証拠が無いため社保庁にはねられた
- ② 厚生年金未加入の会社が保険料を給料から天引きしていた
- ③ 国民年金を一括納付したのに記録が無い。
- ④ 国民年金台帳3,000万件超「消失」か（7月1日 朝日新聞朝刊）照合作業に支障

【政府対応】社会保険審査会とは別の不服申立て先として年金記録確認中央第三者委員会を設置。

保険料納付の記録や証拠が無い場合の認定基準は、本人の申立てが「社会通念に照らして、明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする給付判断の基本方針。主な判断材料（厚生年金）①当時の給与明細や会社の賃金台帳②会社の人事記録、雇用主の証言③健康保険、雇用保険などの加入記録。（国民年金）銀行口座の引き出し記録

- 3 5年の時効による支給漏れ

年金時効特例法で5年の時効はすぐに撤廃され、時効分を受け取れなかった25万人は8月中旬から受け取りが可能になる。⇒25万人に通知するが、本人の申請が必要

- 4 入力ミス防止、本人による記録確認

2011年度中に「社会保障カード（仮称）」導入。住基ネットとの連携を強化し、医療・介護情報も一元管理を目指す。個人情報流失の懸念もある

- 5 社会保険庁の体質改善 （「社保庁を懲らしめ、解体を演出する」に力点）

2010年1月に非公務員の公法人「日本年金機構」に替え、成果主義導入で意識改革する。業務の民間委託推進。⇒大半の職員は社保庁から移行の見込み。人員・コスト削減で業務に支障も？パートも含め2万9千人を1万人削減する計画。（社会保険庁改革関連法）

【政府の改善策】

- 1 年金加入履歴を全員に送付 （08年10月まで 約1億人）（7月6日 朝日新聞朝刊）

- ① 年金受給者へ加入暦を送付：08年4～5月。「ねんきん特別便」
- ② 現役世代へ加入暦を送付：08年6月から10月「ねんきん定期便」

- 2 年金時効特例法（概要）

- ① 保険料納付記録が訂正されて年金が増額された場合、未払いだった年金を全額支給。5年しかさかのぼれなかった時効規定を撤廃する。
- ② 未払い分は遺族も請求可能

年金記録の不完全さ明白 自ら確認しよう

保険制度で運営される年金は、長期の記録をもとに支給が行われる。数十年前に起きた記録ミスで、老後の生活を左右される人も少なくない。だが、その重要なデータは敗戦後の混乱期はもちろん、記録管理が手作業に頼っていた時代にも想像以上のミスがあった。ずさんな管理のツケは私たちに回ってくる可能性は高い。コンピューター化が進んだ今も年金記録は完全ではない。将来嘆くことがないよう、年金記録は自分できちんと確かめるしかない。(07.7.4 朝日朝刊)

【浮いた・消えた年金記録の解消はまず調査から】

I 自分の「年金履歴書」を作成する

II 確認の方法

1 「年金履歴書」を持参し、最寄りの社会保険事務所、年金相談センターへ訪問、確認する。

2 社会保険業務センターへ電話 年金加入記録紹介専用フリーダイヤル 0120-65830

受付時間：24時間、土・日も対応 携帯電話からも無料

3 インターネット

① 社会保険庁のHP画面の案内に従い、必要事項を記入してID／パスワードを取得する

② 2週間後ID／パスワードが郵送されてくる。このID／パスワードと“お客様設定パスワード”を入力。HP画面に『年金加入記録（一覧）』を表示させることにより確認。

III 確認した「年金加入記録」と「年金履歴書」内容に相違が無ければ正しいことになる。

もし違っておれば、社会保険事務所を通じて第三者委員会に申し立てをすることになる。

持参資料としては、当時の賃金明細書、保険料の自動振り替え記載のある預金通帳、雇用保険被保険者証など保険料を納付したことの確からしいものが必要である。

終わりに

1 不安があれば社会保険事務所へ行って確認しよう

2 「年金履歴書」を作成し、自分で管理しておくことが必要
「厚生年金保険被保険者資格期間照会依頼書」等で確認する

3 時効の撤廃は7月6日に施行され、受付・支給決定し、8月中旬に支給される

4 亡くなった人の未支給分は遺族が受けられる

以 上